

◇ 適格請求書保存方式の経過措置の見直し

Q : 適格請求書保存方式の経過措置が見直されたとか。どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

インボイス制度(適格請求書保存方式)の導入に伴い、適格請求書を発行できない事業者から仕入れを行った場合でも、一定割合の消費税を控除できる経過措置が設けられています。令和8年度税制改正では、この経過措置の内容が一部見直されます。

まず、小規模な個人事業者がインボイス発行事業者となった場合の特例について、納税額を売上に係る消費税の3割程度に抑える仕組みが設けられます。これは、免税事業者から課税事業者へ移行した小規模事業者の負担を軽減するための措置です。この特例は、令和9年分および令和10年分を含む課税期間が対象となります。一方、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れについては、控除できる割合が段階的に縮小されます。具体的には、令和8年10月から令和9年9月までは70%、令和10年10月から令和12年9月までは50%、令和12年10月から令和13年9月までは30%とされる予定です。

また、この経過措置は、同一の相手先からの仕入額が年間1億円を超える場合には適用できないとされます。これは大規模な取引での制度利用を制限するためです。

インボイス制度の経過措置は段階的に縮小されるため、事業者は今後の取引先や消費税の処理方法について、早めに確認しておくことが重要です。

